

# 厚生労働大臣の定める掲示事項について

## 機能強化加算

かかりつけ医として次のような診療を行います。

- ・他の医療機関で処方されているものを含めて、服薬状況などを踏まえたお薬の管理を行います。
- ・必要に応じて、専門医や専門医療機関に紹介をします。
- ・健康診断の結果など、健康管理に係わる相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスに係わる相談に応じます。
- ・夜間休日等の受診先についての情報を提供します。

かかりつけ医機能を有する医療機関については、医療情報ネットで検索できます。

## 医療情報の活用について

当院は、オンライン資格確認に対応しています。

患者様の同意のもと、オンライン資格確認等システムを用いて他の医療機関での処方内容やこれまでの特定健診結果を確認し、診療に活用することが可能です。

# 厚生労働大臣の定める揭示事項について

## 明細書の発行について

---

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

## 一般名での処方について

---

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある薬について、特定の商品名ではなく医薬品の有効成分をもとにした**一般名処方**を行っております。一般名処方により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

また、当院は医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によっては、処方される薬が変更となる可能性がございます。ご不明な点や心配なことなどがありましたら、薬剤師またはお近くの職員までご相談ください。

# 地方厚生局長への届出事項について

(2024年8月1日現在)

当院は、関東信越厚生局長に以下の届出を行っております。

## ●基本診療料

情報通信機器を用いた診療に係る基準  
機能強化加算  
外来感染対策向上加算  
サーベイランス強化加算  
医療DX推進体制整備加算

## ●特掲診療料

糖尿病合併症管理料  
がん性疼痛緩和指導管理料  
ニコチン依存症管理料  
別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所  
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料  
在宅がん医療総合診療料  
外来後発医薬品使用体制加算  
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)  
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)